平成２３年（フ）第２０５号
宮城県多賀城市八幡２丁目14番43号　沖の石荘１号
債務者　伊藤　正徳
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
仙台市若林区大和町４丁目３番１―201号
債務者　渡邉有美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
仙台市若林区若林１丁目７番６号
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３５号
仙台市太白区長町１丁目３番24号　佐竹アパート201
債務者　及川　洋子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３号
富山県小矢部市名畑57番地１　サンライズ101号室
債務者　川渕　武治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２４号
富山県高岡市清水町１丁目８番41号
債務者　中永　里香
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６０４号
金沢市白菊町１番３号　ディアレスト白菊301号室、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台１丁目９番地４
債務者　飛田　勝美
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６９５号
金沢市額新町２丁目33番地10　チャイルドジュエリー201号室
債務者　加我　英基
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３０号
金沢市保古町ニ171番地１、従前の住所金沢市古府町南964番地
債務者　水上　和弘
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３８号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘２丁目231番地
債務者　伊賀　真理
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第７号
福井県敦賀市津内42号１番地の２　長沢コーポ長沢103号
債務者　塚田こと　姜　　賢玉
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第４５３号
岐阜県羽島郡岐南町石原瀬２丁目95番地
債務者　松下　　卓
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２３号
滋賀県高島市今津町住吉２丁目11番地12　サニーハイツ宮田103号
債務者　マスモト興業こと　益本　重治
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３４号
滋賀県高島市新旭町熊野本45番地
債務者　田中　聖次
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１１号
大津市比叡平３丁目22番18号
債務者　山田　修一
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７６号
大津市美空町２番５―302号、前住所大津市萱野浦３番６―208号
債務者　菊池　幸武
1　決定年月日時　平成23年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
大津市雄琴北１丁目24番37号
債務者　保井祐美子
1　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
大津地方裁判所民事部